

奈良県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地 | 指定年月日 |
|--------|------------------------------|-------------|
| 池畑 雄大 | 池畑整骨院 北葛城郡広陵町みささぎ台八一七 | 平成二十六年四月一日 |
| 岩村 晃大 | テラサカキヨシ整骨院 葛城市八川九四―三 | 平成二十六年四月一日 |
| 松本 卓士 | ふくすけ鍼灸整骨院 大和郡山市泉原町九四七―八 | 平成二十六年四月一日 |
| 川崎 勝巳 | 川崎針灸院 葛城市加守五九四 | 平成二十六年二月二十日 |
| 新井 登 | ひまわり整骨院 磯城郡田原本町大字薬王寺三四四―一 | 平成二十六年四月一日 |
| 武山 将史 | 大職冠整骨院 大和郡山市冠山町六四四―一 | 平成二十六年四月七日 |